

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

株式会社カナデン

当社元社員による J R 貨物社員に対する贈賄に関する件  
(お詫びとお知らせ)

去る平成 27 年 4 月 10 日、当社元社員（平成 27 年 5 月 8 日付懲戒解雇）が J R 貨物社員への贈賄の容疑で逮捕され、同年 5 月 1 日に起訴されました。現在は公判を待つ状況にあります。

お客さまをはじめ、関係の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の事件の発生を厳粛に受け止め、当局の捜査に全面的に協力をしてまいりました。

また、社外の有識者を加えた“社内調査委員会”を設置し、再発防止に向けた社内調査ならびに検証を実施しております。

また、元社員の起訴を受け、管理監督責任を重く受け止め、関係者の懲戒処分を行い、代表取締役および担当役員は役員報酬の一部返上を行うことといたしました。

当社では、経営理念である“カナデングループ理念”において“公明正大な経営”を掲げ、社員一人ひとりが高い倫理観を持ち、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えるよう、コンプライアンス教育等を重ねてまいりました。しかし、今回、いわゆる“みなし公務員”に関してこのような事件が発生させましたことは誠に遺憾であり、慙愧の念に堪えません。

当社は、このような不祥事を二度と起こさぬよう、社内管理の仕組みを見直すとともに、企業倫理の確固たる確立を図り、お客さまをはじめとした全てのステークホルダーの皆さまの早期の信頼回復に努めてまいります。

以上

— 本件に関する問い合わせ先 —

株式会社カナデン 広報・IR 部  
TEL 03-3433-4411